平成２３年（フ）第５８８号
最後の住所神奈川県小田原市久野446番地
破産者　亡髙橋一吉相続財産
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３２７号
岐阜市加野６丁目８番６号、開始決定時の住所岐阜県美濃加茂市新池町１丁目10番28号
アリシア山手Ａ102
破産者　岡田　政明
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
静岡県掛川市中央１丁目17番地の２
破産者　有限会社オフィススタジオ
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
島根県出雲市東神西町932番地１
破産者　白築　　徹
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２０６号
愛媛県松山市南高井町1989番地１
破産者　有限会社松山メタルワークス
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５４号
福岡県筑紫野市二日市北４－７―25原ハイツ105号室、住民票上の住所福岡県久留米市田主丸町船越1028番地１
破産者　小川　　勝
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０８０号
福岡市城南区宝台団地16番304号
破産者　森永　信子
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０９号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙446番地９
破産者　横田　博巳
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２１２号
佐賀県鹿島市大字山浦甲1234番地
破産者　藤山眞壽代
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９０１号
福岡市博多区麦野２丁目12番17号
破産者　大賓　光夫
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９０２号
福岡市博多区麦野２丁目12番17号
破産者　大賓　和子（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５０号
仙台市太白区八本松１丁目９番22号　リバーサイド水明205
破産者　井上由美子
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
秋田県仙北郡美郷町六郷字安楽寺259番地１
破産者　泉　　修
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第３９号
秋田県仙北郡美郷町六郷字安楽寺259番地１
破産者　泉　　英未
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４８０号
埼玉県草加市松江１丁目25番13―302号、旧住所埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１　Ｆ―704
破産者　大江啓之助
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
新潟市東区河渡２丁目５番44号　ウッドビレッジ藤見Ｂ棟２、前住所新潟市東区太平２丁目24番地18
破産者　松崎　秀行
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１６号
新潟市中央区礎町通２ノ町2081番地
破産者　志賀　　登
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３６号
新潟市西区五十嵐３の町東11―34　ハイツ久太Ⅱ213号室、住民票上の住所新潟県三条市本町３丁目６番30号
破産者　堀口　能子
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５５号
兵庫県加古川市尾上町口里701番地の10
破産者　汀　裕樹雄
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部